

第2回船橋市児童相談所基本構想策定検討会 議事録

1 開催日時 令和2年8月11日（火）18：00～20：00

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

（1）委員

内田	徳子	委員
大塚	佳子	委員
柏女	霊峰	委員
川崎	二三彦	委員
本間	敏子	委員
村社	歩美	委員

（2）事務局

船橋市健康福祉局長

伊藤 誠二

船橋市健康福祉局子育て支援部長

丹野 誠

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課

度会 益己 課長

藤沢 徹 課長補佐

染谷 洋輔 主任主事

丸山 由香里 主事

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室

皆見 淳子 所長

山本 奈津枝 副主査

荒井 孝之 主事

4 欠席者

宇佐美 政英 委員

竹下 利枝子 委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 挨拶（公開）
2. 委員紹介（公開）
3. 会長及び副会長の選出（公開）
4. 当検討会の概要（公開）
5. 議事（公開）
 - (1) 基本構想（案）前半部分について
 - (2) 基本構想（案）後半部分について
6. その他（公開）

6 傍聴者の定員、実数 定員 6 名、傍聴者 6 名

7 議 事

（藤沢課長補佐）

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、船橋市児童相談所基本構想策定検討会にご出席いただきありがとうございます。しばらくの間進行役を務めさせていただきます、家庭福祉課課長補佐の藤沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は 2 時間程度、20 時終了を目途に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではこれより会議を開会いたします。

まず会議の公開・非公開につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき、非公開とする要件に当たらない為、全て公開としております。

また、会議終了後には、会議資料及び会議録を公開し閲覧に供することといたします。

続きまして、会議の傍聴につきましてご報告いたします。

本日の会議は傍聴の定員を 6 名とし、事前に市ホームページで公開いたしました。本日は 6 名の方から傍聴の申し込みがありましたので、これより傍聴者の方に入場していただくこととなります、よろしく申し上げます。

（傍聴者入場）

傍聴者の方は配布した注意事項を遵守するようお願いいたします。

本日の会議につきましては 2 名の委員から欠席のご連絡を受けておりますけれども、8 名の委員の内 6 名にご出席いただいていることから、船橋市児童相談所基本構想策定検討会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、開催に必要な過半数に達していることをご報告いたします。

続きまして本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

- ・第2回船橋市児童相談所基本構想策定検討会次第
- ・第2回船橋市児童相談所基本構想策定検討会会議資料一覧
- ・第2回船橋市児童相談所基本構想策定検討会席次表
- ・資料1 船橋市児童相談所基本構想策定検討会委員名簿
- ・資料1-2 船橋市児童相談所基本構想策定検討会について
- ・資料2 船橋市児童相談所基本構想（案）
- ・資料2-2 第1回書面会議意見に関する補足説明
- ・資料3 基本構想（案）に対する意見 第1回会議分

こちらは事前に委員の皆様へ送付した資料を基本構想の記載順に並び替えたものになります。最後に、

- ・資料4 基本構想（案）に対する意見 第2回会議分（欠席委員分）

になります。以上でございます。不足している資料がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

[1] 市長挨拶

（藤沢補佐）

それでは次第の1、船橋市長 松戸徹よりご挨拶させていただきます、よろしく申し上げます。

（松戸市長）

皆様こんにちは。市長の松戸でございます。本日は大変お忙しい中、そしてまた大変暑い日になりましたけれども、策定検討会の方にご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日頃より様々な分野で、委員の皆様には社会の為に尽力いただいておりますことを、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

今、コロナの関係でなかなか会議も十分に持てないという状況が続いております。船橋市におきましても、累計としては千葉県で一番多い陽性者の数となっております。最近では病院や保育園でクラスターが発生して、市としてもなんとかこの陽性を抑えていきたい、また、市民の皆さんの健康を守りたいということで取り組んでおりますけれども、そういった中におきましても、通常の行政としての業務はしっかりと前に進めていかなければならないという状況でございます。

特にこの児童相談所につきましては、今、船橋市の人口が64万を超えまして、多くの子ども達をしっかりと、将来に向かってどのような状況に

あってもしっかりと育てていく街にしていかなければいけないということで、今日傍聴に議会の関係の方もいらっしゃいますけれども、市議会の中でも色々なご議論ご指摘をいただく中で、準備を進めている所でもございます。

ご承知のように、これまで中核市の中で児童相談所を積極的に作っていくべきだという国の方の議論もございまして、平成28年の児童福祉法の改正の際には、私も当時の塩崎厚労大臣と、中核市の代表として少人数で議論をさせていただきました。

今、状況としては野田市で事件が起こったりですとか、まだまだ本当に痛ましいことがある訳ですけれども、市として考えているのは、やはりどんな状況にあっても子ども達が自分の望みを捨てないでしっかりと生きていく、そういった環境を社会が作っていく、その為に何をしておくべきなのか、何をしなければいけないのかということ、色々な角度から検討をして環境を整えることが何よりも重要だというように思っています。

今、市としては市川の児童相談所の方に職員を送って人材育成等をやっておりますけれども、もう一つ、家庭児童相談室を持っているということで、児童相談所と家庭児童相談室、この機能を一体的に切れ目のない形で支えていく体制を造るということが、船橋市における児童相談所の大きな目的の一つとしております。

市としては、令和7年の秋頃までには何とか開所して、今、市川児童相談所の方でお世話になっている子ども達が沢山いる訳でありますけれども、これを市の方でしっかりとした体制を作る中で組んでいく、そういった形を作りたいというように思っております。

コロナの行方がなかなか見えないのですけれども、このコロナの間に市民の皆さんのアンケートを取ったりしている方もいらっしゃって、そのお話を聞くと、やはり家庭の中でイライラしてしまうケースがこれまでよりも増えたというような声も聞いていて、これまでにない形で、そういったリスクもこれから増してくる状況も予測をされております。

子ども達は経済的な面だけではなくて、色々な面でその社会のリスクというものがある訳ですけれども、先生方の様々なご意見をお聞かせいただく中で、しっかりとした基本構想を策定して、前進をして行きたいというように思っております。

委員の皆様には本当にお忙しい中、ご尽力いただくこととなりますけれども、将来の子ども達、船橋市だけではなくて、日本の将来を担う子ども達をしっかりと育む為に、どういった形で、船橋市ではこういった形が良いのはいかというようなご意見を賜ればと思っておりますので、今後もしよろしく願いしたいと思います。

(藤沢課長補佐)

市長はこちらで退席とさせていただきます。

[2] 委員紹介

(藤沢課長補佐)

続きまして、次第の2、委員の皆様をご紹介させていただきます。

時間の都合がございますので、私の方で続けてご紹介させていただきたいと思えます。

内田徳子委員でございます。内田委員は柏綜合法律事務所に所属される弁護士として子どもに関する民事・家事事件を取り扱う傍ら、日本弁護士連合会においてこどもの権利委員会の幹事を務めていらっしゃいます。

続きまして、大塚佳子委員でございます。大塚委員は北林医院分院の院長を務める精神保健指定医でいらっしゃいます。また本市の要保護児童及びDV対策地域協議会の代表者会議の委員でもあり、本市の児童精神医療の現状に精通されていらっしゃいます。

川崎二三彦委員でございます。川崎委員は子どもの虹情報研修センターのセンター長を務めていらっしゃいます。虐待防止のための研修・研究等に携わる傍ら、国の社会保障審議会の専門委員会の委員長を務められた経験がございます。

続きまして、柏女霊峰委員でございます。柏女委員は淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科の教授でいらっしゃいます。大学において子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方について研究する傍ら、国の社会保障審議会の専門委員会の委員長を務められた経験などがございます。

本間敏子委員でございます。本間委員は児童養護施設おんちょう園の園長を務められております。また、本市の要保護児童及びDV対策地域協議会の代表者会議委員でもあり、社会的養護の現状や本市の児童虐待等の状況に精通されていらっしゃいます。

村社歩美委員でございます。村社委員はトレポンテこどもクリニックの院長を務める小児科医でいらっしゃいます。また、船橋市医師会において児童相談所の担当理事を務めていらっしゃいます。

その他、本日は欠席でございますが、宇佐美政英委員でございます。次回ご出席の際に改めてご紹介させていただきます。

同じく、本日は欠席でございますが、竹下利枝子委員でございます。次回改めてご紹介させていただきたいと思えます。

以上8名の方々に検討会の委員を構成していただきます。よろしくお願いたします。

次に移る前に、マイクの操作方法のご説明をさせていただきたいと思えます。正面にマイクがございますが、ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき、赤いランプが付きましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら再度マイクのスイッチを押して赤いランプを消していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔3〕 会長及び副会長の選出

(藤沢課長補佐)

それでは次第の3、会長及び副会長の選出を行います。

会長は検討会を代表し議事の進行等を行っていただきます。

会長及び副会長は当検討会設置要綱第4条の規定により、互選により定めることとしておりますが、委員の皆様からご推薦等がありましたらお願ひいたします。はい、川崎委員。

(川崎委員)

柏女委員が適任だと思っております。

(藤沢課長補佐)

ありがとうございます。只今柏女委員のご推薦がございましたが、他にはいかがでしょうか。

(本間委員)

はい。国の専門委員会の委員長をなさっていたとのことで、柏女委員が会を進行する、或いはまとめるには適切かと思っておりますので、よろしいと思えます。

(藤沢課長補佐)

はい。ありがとうございます。それでは柏女委員に会長を務めていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは会長が決定しましたので、副会長の選出以降の議事は柏女会長に進行していただきます。

柏女会長、恐れ入りますが会長席へお移りいただきたいと思えます。

では、会長よろしくお願ひ致します。

(柏女会長)

只今皆様方からこの会議の会長にご推薦をいただきました、淑徳大学の柏女

と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先程のご紹介の時に話がなかったのですけれども、実はここ船橋市を管轄している市川児童相談所に10年程勤務したことがございまして、その後、建替えの市川児童相談所を構想する検討委員会の委員長を務めさせていただきました。引き続きこの船橋市の児童相談所を設置するこの検討会に参加できること、当時船橋市を担当していた者としても、とても嬉しく思っております。

十分力が及ばない所がありますけれども、皆様方のお力をお借りしながら、より良い計画にしていきたいというように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、副会長の選出をさせていただきたいと思います。

副会長は会長が欠席で欠けた場合に職務を代理するという役目がございまして。皆様、どなたかご推薦ございましてでしょうか。

特になければ、私の方で指名をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、国の社会保障審議会の専門委員会で委員長をやられたご経験がありました、千葉県内の死亡事例検証などにも携わっていらっしゃる川崎委員に副会長を務めていただければと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは川崎委員に副会長を務めてさせていただきたいと思います。

一言ご挨拶よろしいでしょうか。

(川崎副会長)

恐れ入ります。子どもの虹情報研修センターの川崎と申します。

私は京都府の児童相談所でも30年余り、ずっと勤務をしております。子どもの虹に来て10年以上になりますけれども、今、児童相談所を設置する上では、虐待問題というのが非常に大きなテーマになるかと思っております。

私共の子どもの虹情報研修センターというのは、虐待問題にかかわる職員の方々、児童相談所ですとか児童福祉施設の方々の研修を担っていますので、そうした経験も含めて、少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

千葉県に在住しておりませんので、具体的な地域の事情についてなかなかお話の中でピンと来ないような所もあるかと思っておりますけれども、その点皆様方に助けをいただきながら、審議に参加したいと思っております。よろしくお願い致します。

(柏女会長)

どうぞよろしく願います。

[4] 当検討会の概要

(柏女会長)

それでは次第の4の、当検討会の概要についてに入りたいと思います。

事務局の方から説明をお願いいたします。よろしく願います。

(藤沢課長補佐)

はい、事務局でございます。お手元にあります資料1-2、こちらをご覧ください。

第1回の書面会議で既にお示ししておりますが、当検討会の概要はこちらの記載のとおりでございます。会議の進行につきまして改めてご説明させていただきます。3. 検討会の目的をご覧ください。

当検討会は会議資料としてお示した児童相談所基本構想(案)について、委員の皆様で議論していただき、会の意見として取りまとめ、市長へ提出していただくことを目的とさせていただいております。

その下、4. 会議の開催予定でございます。本日第2回の会議の後、第3回は10月頃、第4回は令和3年2月頃を予定しております。

会議の内容についてですが、本日第2回では、基本構想(案)について議論していただき、会としてご意見をまとめていただくことをお願いしたいと思っております。

会議終了後、事務局の方で検討会のご意見を意見書(案)といった形に取りまとめさせていただきます。第3回会議には意見書の案を会議資料としてお示します。内容について議論いただき、加筆修正等を行い、検討会の意見書を確定していただきたいと思います。

その後、市長へ答申していただきます。いただいた答申を踏まえ、市は基本構想最終案を作成し、パブリックコメント等により市民の皆様のご意見を募集する予定としております。

第4回会議では基本構想のご報告等を行う予定です。以上でございます。

(柏女会長)

ありがとうございました。特に何かこの会議のことについて、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

既にこの検討会が持たれる前にもアドバイザー等としてご助力いただいた委員の方々もいらっしゃるかと思います。それらを踏まえて、かなり具体的な構

想案を作成した上で、この検討会を開くという形になります。

従いまして、回数はそんなには多くないですけれども、1回1回この基本構想(案)についての議論を固めていくという、私達の検討会として固めていくという作業になるかと思えます。

そういう意味では1回1回がとても大事な会議になるかと思えますので、よろしく願いいたします。

今後進めていくことですが、第1回目は皆様方に書面でご意見を頂戴いたしました。その意見が今日出されております。

この意見の中には各委員の調整を図っておりませんので、A委員はこういう意見を仰っている、でもB委員はこう思っているというような、少し意見が違っていたりする部分がございます。

まずはその前半部分について、各委員が出していただいたご意見を、言わばすり合わせをするという作業が今回の前半という形になります。

後半についてはこの基本構想の特に後半部分について、今度はご意見を頂戴するという形になります。

既に事務局の方から皆様方にご意見の聴取があつて、今日お休みの委員の方お二人については、後半部分についてのご意見を精査した上で事務局から出させていただいております。

しかし、今日お見えの6名の方については、私も含めて意見を出しておりますけれども、まだ精査できていないので、それについては、今日は委員の方々のみに資料配付をした上でご意見を述べていただくという形に事務局の方でさせていただきます。

従って、1回目2回目のそれぞれお考えになったご意見を今回は出していただくという形で、特に意見の違う所についてはすり合わせをしていくことが大事な会議になるかと思えます。

そんな流れで前半部分と後半部分を少し分けて話して、議論を進めていきたいと思えます。

今が20分ですので。あと100分時間がございます。その100分を前半部分と後半部分に分けたいと思うのですが、どちらかという後半の方が基本構想の中では大事な部分になりますので、そういう意味では前半部分をまず30分ぐらい、後半部分を60分ぐらい、そして最後に追加のご意見があればいただくというような時間配分で進めていきたいと思えますが、そんな形でよろしいでしょうか。

もちろん目安ですので、前半よりも後半の方で意見が沢山出たり、前半の方で意見が沢山出るというようなことはあるかもしれませんが、大体そんな目途で進めていきたいと思えます。

ありがとうございます。それではそのような形で進めることにさせていただいて、次第の5に移っていきたいと思います。

①と②、前半部分・後半部分で、前半が大体30分ぐらい、後半が60分ぐらいだという形で進めていきたいと思います。

[5] 議題 ①基本構想（案）前半部分について

（柏女会長）

では、まず①の基本構想（案）前半部分についてですが、第1回の書面会議で委員の皆様方には今申し上げたように、前半部分についてのご意見を出していただきました。

このご意見について事務局から補足説明があるということですので、まずはそれをお聞きしたいと思います。それから意見交換に入っていきたいと思いません。ではよろしく願いいたします。

（度会課長）

家庭福祉課長の度会から説明させていただきます。

お手元の資料2-2、第1回書面会議意見に関する補足説明をご覧ください。児童相談所の組織体制についてです。

第1回書面会議におきまして、市児童相談所の機能として家庭児童相談室が含まれている一方で、組織体制のイメージ図では、児童相談所と家庭児童相談室がそれぞれ別の組織であるような表現となっており、混乱が生じるとの意見がございました。文言等が整理しきれておらず、混乱を招いてしまいました。

この点について改めてご説明させていただきます。

基本構想（案）の12ページを併せてご覧ください。

船橋市児童相談所が目指す姿は、県の児童相談所と市の家庭児童相談室の二元体制の課題を解消し、市の一元体制の下で切れ目のない一貫した支援を行う体制を構築することです。

そのため（2）に記載しておりますとおり、船橋市児童相談所の機能は、児童相談所の機能と家庭児童相談室の機能を併せ持ったものとして一元化を図ります。

次に14ページをご覧ください。

この組織体制のイメージ図が正しく示せておりませんでした。

ここで補足説明の資料をご覧ください。このイメージ図が正しく示せたものです。

組織体制は二つのことを両立したいと考えました。一つは二元体制の課題を解消するため、トップは一緒にしたいと考えました。全く組織が別では縦割りの

弊害が懸念されます。

もう一つは、児童相談所と家庭児童相談室は機能・役割が異なりますので、それぞれが機能を十分に発揮できるよう、全く一緒にするのではなく、市民に分かるよう明確に区別をしたいと考えました。

イメージ図をご覧ください。全体が船橋市児童相談所です。

児童相談所の中に児童相談所部門と、保護者に寄り添いながら支援することを主とする家庭児童相談室部門の二つの部門を分けて設置します。

単に同じ建物内に両者を設置するだけでなく、児童相談所長の下に家庭児童相談室を設置することで、柔軟な連携が行われるようにいたします。

全体が児童相談所、その中に児童相談所部門と家庭児童相談室部門があるというように、文言と図を訂正してまいります。

次に配偶者暴力相談支援センターとの関係です。

基本構想（案）の3ページを併せてご覧ください。

ご指摘がありました通り、要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関に、配偶者暴力相談センター機能を有する市の女性相談室の記載が漏れておりましたので追記してまいります。

補足説明資料の裏面につきましては記載のとおりです。説明は割愛させていただきます。説明は以上でございます。

（柏女会長）

はい、ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明についてご質問等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

今の説明についてはよろしいでしょうか。

特になければ、それでは基本構想の前半部分について、ご自身以外の様々な意見を事前にお送りをさせていただきましたので、目を通していただいたかと思えますので、これらについて議論を深める、会としての意見を出来る限りまとめていければと思っています。

第1回会議分のご意見については資料の3に事務局の方でまとめていただきましたので、これに沿って進めていきたいと思えます。

まずは第1ですけれども、基本構想についての箇所、他の委員の方のご意見について、ご意見或いは質問等がございましたらお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。どなたからでも出していただければと思えますが。

村社委員お願いいたします。

（村社委員）

一番目の竹下委員のご意見ですけれども、冒頭の策定の経緯を読むと、割と

行政的な事情しか書いていないので、ということだと思いますから、先程、松戸市長が、子どもの安全に対する強い思いを話してくださったので、あのような文言を取り入れてはどうか、ということではないかと思います。

ぜひ、市長の思いを入れていただけたらと思います。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

事務局の方に伺いたいのですけれども、この竹下委員の意見ですとか、或いは私の所、市にはない県レベルの社会資源との連携体制の整備とかですね、それからその下の大塚委員の子育て支援サポートの場所であることや市民に戦略的にアピールしていく必要があるとかいうようなことが、割と大事なことが入っていて、それをどのように記載をしていったら良いのか、どこに記載していったら良いのか、それについて何かご意見ございますでしょうか。お願いします。

(度会課長)

会長、家庭福祉課長です。

今、村社委員からお話がありました点につきましては、確かに少し行政的なことしか書いていないのが中心となりますので、ここは検討して考えたいと思います。

あと、例えば子育て支援サポートの場所であることを市民に積極的にアピールしていく必要があるのではないかというようなご意見の所では、先程私の方から補足しましたとおり、児相・家児相また子育て世代包括支援センターとかそういったそれぞれに役割というのがありますので、そういったものを積極的に違いとかもアピールしていくことも必要なのかなというのも考えておりますので、文言とかはまだ今の所分からないですけども、いただいたご意見を十分に検討して考えたいと思っております。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

もしかしたらその後半の基本方針の所で、それらについて触れていくのも良いのかなというようなことを思いました。

ぜひ今、村社委員が仰ったこと、竹下委員が出されているものを活かしていただいて、ここにその前半の所に入れるのか、策定の経緯の所に入れるのか、或いは後半で議論する基本方針の所に入れるのか、少しそこは事務局の方で検討していただいて、それから他の意見についても同じようにやっていただければと思います。村社委員ありがとうございます。

他どうでしょうか。

川崎委員から、児童相談所の概要の所については国の指針に基づいてしっかり書いた方が良いのではというご意見が出ていますが、ご意見ございますか。

(川崎副会長)

児童相談所の目的を達成する為に四つの条件が必要とされています。

地域に浸透した機関であるということですか、高い専門性を持っているとか、今回、市町村支援という、船橋市の児童相談所としてそこで言われている機関連携ですね。

こういうことがしっかり出来ているということを目指してそれを掲げておくということが、実際に児相の運営指針には書いてありますけれども、船橋市の児相としてはその辺りのことをしっかり取り組んでいくということを示す意味でも、基本構想の中に船橋市の児相もそれを目指すというか、確立していくということを目記していくことが、その後沢山の方が色々な児相に対する期待感を述べておりますけれども、前提としてそういうことを目指すということを書いておくと、それぞれの項目も全体として活かされるのではないかなと思ひまして、運営指針の条件を記載していただきたいなと思ったということでございます。

(柏女会長)

わかりました。ありがとうございます。5ページの所ですよ。

(川崎副会長)

そうですね。

(柏女会長)

一方で、本間委員かな、一時保護機能は相手を威圧するような言葉だと感じると思いますか、言い回しを変えてはどうかといったようなご意見が本間委員の方からも出ておりますけれども、運営指針の言葉を使うとちょっときつくなってしまうということがありますよね。行政機関の行政文書ですので。

でも、本間委員からすると、もうちょっと柔らかい言葉の方が良いのではないかという話ですけど、ここは本間委員何かございますか。

(本間委員)

入所してくる子ども達を相手に話していると、こういうようなイメージがどうしてもあって、何かこうきゅっと、一般の市民からすればもう少しという雰囲気もあるのかと、ちょっとそれだけの気持ちです。

やはりどうしても行政は一般市民から本当に嫌な雰囲気を持たれているので、そういう意味合いで書いてみました。

(柏女会長)

それと、運営指針ではという形で書いてあるからいいですかね。

運営指針では、行政文書などで一応ちゃんと書いてあると。

わかりました。でもそれは児童相談所の部門のネーミングをする時にはすごく大事なかなというように思いますので、ありがとうございました。

それからもう一方で、村社委員のご意見の中では、その運営指針というか国の指針通りでやるのもいいけれども、市独自の理念について、設置を進めてほしいというご意見などが上がっていますけれども、ここはここの中にも児童相談所概要のところには市の独自の理念というようなことも書いていった方がいいということでしょうか。

(村社委員)

はい。そうですね。こここのところを読むと、理念としては子ども中心ですけども、結局、実際の仕事としては、これをするこれをするという大人目線のことがいっぱい書いてあります。

ちょっとその辺が今の話と同じですけども、文章としては書き示すと仕方がないのかもしれませんが、今までの児童相談所のイメージもあるし、実際の起きてきたこともあるでしょうし、色々なことの反省点を踏まえてのこの新しい児童相談所だと思います。

その辺を忘れずに船橋独自の新しい児相を作らなければならないと考えております。

(柏女会長)

わかりました。それはすごく大事なことで、先ほど本間委員の仰ったことと通ずる所があるかと思うので、それももしかしたら先程ちょっと申し上げた、船橋市の児童相談所の基本方針の所に、子どもを中心に置いて考えていくということを、12 ページ以降ですかね、その基本方針の所に入れて1回言ったり、或いはその14ページの運営方針の所にそのことをしっかりと明記していくというようなことは大事なかなというように思います。

それがあつてこれから児童相談所を設置していくときの検討は当然あるでしょうから、その基本的な考え方として、子ども目線っていうことを検討会の中で報告書の中で規定しておくということはとても大事なかなというように思います。ありがとうございました。

3 ページ以降の児童相談所の現状と課題についてはいかがでしょうか。3 ページ・4 ページの辺りはどうでしょうか。

川崎委員の方に、11 ページの所というのは、そこで説明していただいてもよろしいでしょうか。

川崎委員の所で何か出ていますね、11 ページの図において。

(川崎副会長)

この図についてですが、送致について、平成 28 年の法改正で児童相談所から市町村へ送致をするという制度ができています。

現状において、県の見相から市の方に送致をするという場合が、実際にどれだけ件数があるかはわかりませんが、仕組みとしてはそういうようになっているので、矢印としては一応書いておいてほしいなと思った次第です。

あともう一つは、意見を書いてしばらく経っているので申し訳ないですけども、当時書いていたものとそのままではないかもしれないですけども、一時保護から施設入所するとか里親委託するケースばかりではない、というよりむしろ一時保護した後、一時保護解除して在宅で支援していくケースというのが多いと思います。

ですので、このフレーズを一時保護から施設入所になっていますけど、一時保護から在宅支援を市の方に依頼するケースというのがかなりあると思います。

私の意見というのがちょっと的外れかもしれませんが。

(柏女会長)

基本的には④の送致の下に、見相から市の家見相に向かう、そっちの方もあるのではないかとということです。

(川崎副会長)

それも結構あると思うわけです。

(柏女会長)

そうですね。県の見相からの送致が、施設入所後の家庭復帰の所の送致だけになっていると。

(川崎副会長)

そうです。最後に家庭復帰で在宅支援になっていますけど、送致というのは法改正では恐らくそのイメージというよりも、割と初期の段階をイメージされていたのではないかなと、よく確認しなければいけないですけども。

恐らく、家庭復帰して送致というものではないのではないかと思います。

(柏女会長)

送致そのものにはいくつかのパターンがあるので、そういう意味ではここだけにそれが入っているというのは、やはりちょっとおかしいということですね。ここはちょっと事務局の方で検討していただきたいと思います。どうぞ。

(度会課長)

一時保護の段階で送致とか、一時保護しない段階で送致とか色々ありますけども、そういった家児相と児相の関係を示したというのではなく、この二元体制でこういう課題があるという一例を示したかったのですね。

送致、一時保護、可能性があるので送致した、そして施設まで行ったのはたまたまそういう仮定で作ったのですが、やはりまた帰ってくると、そうすると中抜けになってしまうとか、そこで時間差が生まれるとか、そういった二元体制の課題がありますよという一つのケースを示させていただいたものなので、確かに色々な矢印とかも出ると思いますけども、そういった意味合いでこのページを作りました。以上です。

(柏女会長)

はい、それにしても誤解が生じてしまいますので、少し書き方を工夫していただくと、こうやって囲ってしまっ、送致とすればいいわけですしね。

色々な段階でありますよということにすればいいと思いますので、工夫していただければというように思います。

はい。他にはご意見ございますでしょうか。

12 ページ、先ほど基本方針の方で取り上げたらどうかという意見もありましたけれども、5 ページ6 ページ7 ページのところあたりで、ご意見ございますでしょうか。特にございせんか。

ここにあるような意見を反映した修文を行ってほしいという形になりますけれども大丈夫でしょうか。

では前半部分については少しご意見を精査していただいた上で、基本構想(案)への反映をご検討いただければと思います。事務局によろしくお願いいたします。

[5] 議題 ②基本構想(案)後半部分について

(柏女会長)

それでは、続いて後半の部分に移っていききたいと思います。

後半部分については、本日欠席の宇佐美委員・竹下委員のご意見については、書面で提示をさせていただいております。

それから皆様方の意見については、今日は配られていないということですので、皆様方からご意見を頂戴していきたいというように思います。

まず最初に、14 ページからの運営方針の部分についてご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。はいどうぞお願いします。

(川崎副会長)

先ほどご説明になった組織体制のイメージはこれでよく分かったのですが、柏女先生のご意見として、例えば家庭児童相談室を複数設置しても良いというような考えもあるのではということ、意見として出されていたかと思いますが、市の方としてそういうお考えがありますでしょうか、人口が船橋市は中核市の中で特に多いみたいですよ。

その場合、現実的に今後も家庭児童相談室というようにするのかどうかはともかくとして、そういうものをいくつか設置していくということも、必要性が出てくるのではないかなという気もします。

その時に現在のイメージでいくと、児童相談所の中に家庭児童相談室という部門を置くということですが、新しく複数置いた時に、そこは児童相談所の支所というイメージになるのかどうか、そこだけは独立性があるとすると、児童相談所の支所というイメージとはどうも違うのではないかなという気もするので、これは今後の検討だと思います。

今の1ヶ所だけなら、この図で理解できます。ただ、仮にそういうことが今後必要になってきた、あるいはまたそういう方向性が出た場合、組織のあり方として、どのように位置づけるのか、気になったのでお尋ねしました。

(柏女会長)

今、お話が出ましたので、私の方でちょっと補足的に私の考えをお話させていただいて、船橋市がどのように考えているのかということについて、現段階でのお考えをお伺いできればと思います。

私自身は、政令指定都市は家庭児童相談室が各区にありますので、千葉市では児童相談所は一か所ですけれども、各区に家庭児童相談室を持っていますので、そういうイメージが一つあるのと。

それからもう一つは、高齢者福祉などでは地域包括支援センターが複数あってそれが拠点になっていると、児童相談所やそれから家庭児童相談室というのは割と相談援助が中心になりますけれども、地域包括ケアの場合の高齢者の地域包括支援センターはもう少しケアマネジメントする機能も持っているし、地

域の中にそれを幾つも作っていくというシステムがあって地域包括ケアが進められているので、この分野は将来的にはそうになっていけばいいかなというように思っているものですから、家庭児童相談室を今の段階で一か所というように規定してしまうのはどうだろうかというような思いで提案をいたしました。

今後、地域包括ケアが子どもの分野で進められていくとすれば、家庭児童相談室というか、家庭児童相談室の相談機能だけではなくて、マネジメントの機能を持った子どもの機関というのは必要になってくるかなという、複数必要になってくるかなというように思ったということです。

今、川崎委員の方からも事務局の方に、市の方の考え方を説明してくれないかという話があったと思いますけれども、それについては市の方でいかがでしょうか。

(度会課長)

はい、家庭福祉課長です。

政令指定都市ではなくて中核市、特別区で児相を設置して、複数の家児相があるという自治体は、世田谷区が今回なったと思いますけども、世田谷区は船橋市でいう家児相、子家センが最初から複数あったという地盤もあったかと思うので、それを生かした体制にしたと思います。

市としましては、まずは児童相談所部門と家庭児童相談室部門の二元体制が課題だと思っております、その一元化を図るのが一番大きな目的ではあったので、まずはこれを十分に機能を発揮できるようにして、一元的にも管理できるようにして、まずはこれをしっかりやっていって、その後で評価をして更にもうという体制が必要なのかということは考えたいと思います。

その際にもし複数になった場合は、今回のような図ではなくて、もしかしたら児相といくつかとなるかもしれないですし、その時また家児相の内の一つがこうで他が複数でこうという体制もあると思いますけれども、その時また一番いいのは何かということを考えたいと思います。

仮に複数設置した場合ですけど。以上です。

(柏女会長)

はい。わかりました、ありがとうございます。

まずはこのシステム図から出発したいとかいう考えのようですね。

よろしいですかね、はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

14 ページ、あまりバラバラいってもあれでしょうか、全体通してどこからでもご意見頂戴しましょうかね。いかがでしょうか。

はい。大塚委員お願いします。

(大塚委員)

組織体制のイメージ図の所で、14 ページですね、ここの組織体制のイメージの児童相談所部門の方の相談第2係に初期調査というのがありますけど、これはどういう内容というか、やはり初期調査は家庭児童相談室の方にも必要なのかなと思いますけど、何か虐待を前提とした初期調査なのかな、これがちょっと具体的にわからないのですけれども。

(柏女会長)

はい、わかりました。ではちょっと事務局の方でお考えを、この図の意味についてご説明いただけますか。

(度会課長)

はい。児童相談所の方でも通告を受けた際の一番最初の色々な情報を集めるのが初期調査なのですけども、14 ページの下の図にもありますけども、通報を受けました、一か所で受け付けて受理会議をして、そこで児相部門がいいのか家児相部門がいいのかということに分ける所ですけども、その受理会議をする上でも初期調査をして方針を出していかなければいけないので、その最初の入り口は児童相談所の一本にしたいと思うので、そういった所の初期調査部門で考えています。

家児相もそこには合同で参加して、ずれないようにしていきたいというように思っています、以上です。

(柏女会長)

大塚委員、よろしいですか。それを踏まえてのご意見は。

(大塚委員)

全体の入り口としての初期調査ということですよ。

はい、ありがとうございます。

(柏女会長)

よろしいですか。はい、他にご意見ございますでしょうか。

どうぞお願いします、川崎委員。

(川崎副会長)

児童相談所の中に家児相も入れて一体として運営し、二元化の課題を解消するという理解していますが、14 ページの上の図について疑問があります。

虐待以外の養護相談というような書き方をしていますが、同じ組織とは言いながら相談種別を分けていくという、この分け方って結構難しいような気がします。

私も意見で書いたのですが、そもそも元々の養護相談というのが、親が入院しているとか逮捕されたとか、色々な事情で子どもを自分の家で育てられないというのが、基本的な養護相談のベースなのですね。

そうすると当然一時保護をするとか、あるいは出産の為にしてくれる人がいないので上の子を見て欲しいとかですね、こういうのが養護相談なんです。

これ虐待でも何でもないので、養護相談というのは基本的に児童相談所が対応する、もちろん預からなくてもいいようなケースももちろん出てきますが、それは相談の中で決めたらいいと思います。

相談を分けた時にどう住み分けするかというのが結構難しいなど、私も若干意見を出しましたが、今回の法改正で一時保護などの介入をした担当とは別の人が支援に当たるという、児童相談所の中でも担当を分けましょうという法改正です。

そのような法改正があり、そして家児室がありということになって、実は一体と言いながら、どの様に住み分けをしていくのか、また連携していくのかというのが結構難しい所があるわけです。

家児室がどういうものをメインにしていくのかということをしっかり整理しておかないと、却って内部でギクシャクしないとも限りません。

ですから、置きますよというこの総論としてはすごくいいと思いますが、住民の方が困らないような形の対応というのを、これは組織のあり方かもしれないませんが、むしろ相談を皆がどのような姿勢で受けるかということかもしれない。

次の15ページで、まずこの受付体制で、虐待対応ダイヤルと、児童相談所相談専用ダイヤルと分けています。組織としてのあり方と窓口も二つに分かれることになるので、ここはもう実際にやってみないと、そこで改善していかないと、いけない面もあるかもしれないですけど、最初の段階で理念とか考え方とか基本方針として、しっかり整理しておく必要があると思います。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

この部分はおそらく船橋市の児童相談所の特徴でもあり同時に、今、川崎委員が仰った二つの窓口がでてしまうことへの懸念といいたいまいしょうか、そこがかなりある所なのだろうと思いますね。

そういう意味ではこの方針でいくのであれば、しっかりとコンセプトを作っ

ておかないと、混乱してしまうということは有り得るだろうというように、良くも悪くも船橋市の児童相談所のあり方というものを決定付けてしまうということはあるかなというようには思いました。ありがとうございます。

その他はいかがでしょう。はい。村社委員お願いします。

(村社委員)

今までのお話とも続きますし、私は電話のことで書かせていただきましたけども、15ページの「189」と家児相の相談専用ダイヤルが分けられていて、かかってきた電話によって、ちょっと対応ブロックが違うようなイメージが書かれているのが気になっておりました。

私は市内の診療所で通報・相談する側ですけれども、私でもやはり自分がしているのが通告なのか相談なのか分かった状態では電話していません。その状況で、まるで消防署に電話して火事ですか病気ですかと聞かれているように、通告ですか相談ですかと聞かれるのです。

それは、とても電話する市民の方には分からないことなので、もちろん電話窓口が二つあっても良いですけれども、受け取ったら、取った電話によって重さを決して判断しないでいただきたいと思います。

大塚先生も仰ったように、どの電話で取ったとしても、全体の入口としては同じように扱って精査していただいて次の段階に進む、この初期段階を誤ると、とても大変なことになると思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

(柏女会長)

はい。如何でしょう。はい、内田委員お願いします。

(内田委員)

私もやはり皆さん仰るように、二分化しない全部を児童相談所としてまとめるという発想は良いと思いますけど、現実問題として個々のケースで、これは虐待なのかそうでないのかというのは必ずしも一目瞭然ではありません。どちらになるのかというのを、その時になっていちいち揉めるのでは困るわけなので、その辺について、あらかじめ原則をきちっとしておくことと、それとお互いに押し付け合いになることのないようにすることは当然として、どちらで受け付けても良いけれども、そのケースが結局どこへ収まっていくのかということについての責任をどこが取るのかということを確認しておく必要があると思います。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

竹下委員も相談専用ダイヤルは置かない方がいいのではないか、というご意見を出されていらっしゃると思います。

この二つの虐待対応ダイヤルと相談専用ダイヤルについては、この検討会の中でも割と否定的な、或いはやるとしてもかなり最初の内にしっかりと市民向けにちゃんとしておかないと問題が出るのではないかとといったような慎重なご意見が多かったように思います。

この部分について、事務局の方で何かお考えはありますか。

(度会課長)

はい、事務局です

14 ページの最初の古い組織体制のイメージで、家児相が虐待以外の養護相談と記載したのですが、ちょっと色々な内部でも議論がありまして。

虐待と虐待以外で分けるのかとか、あとは虐待の中でも一時保護とかそういう心配のない、市の子育てサービスとかを駆使しながら寄り添い型で支援するのは全部虐待であっても家児相で良いのではないかと、色々議論もあったのですが。

この記載では虐待以外の養護相談と一つ書かせていただいたのですが、そこをどこで分けるかというのは確かにきっちりと分けられなくて難しい面もあって、家児相も虐待以外やらないのではなく寄り添いの支援が適しているものはそこでやった方が、とは思っています。

入り口を一つにして、そこで押しつけ合いとかというのは確かに組織が全く違うとそれはもう起こりやすいので、そこで児相の所長をトップにして、そこは別々の組織ではなくて、トップは一緒ということでそこをなくそうと考えたのはこの体制です。

やはり児相の方が、児相は敷居高いとか、やはり介入とかあるので児相を特別視しているというのもあるとか、ある人はあると思うので、寄り添いの家児相だというのをやはり明確に、やはり一緒にはやってきたいです。一元化とその両立を図っていくことをやっていきたいと思っています。

最初の受付窓口、基本的には児相でいいと思いますけども、家児相だと子育て相談とか色々なものも来るので、それを分かって相談しているのではないと思いますけど、そういうのを分かって相談してくれる方であれば、最初から家庭児童相談室に掛けてくれると児童相談所の方の負荷がかからなくていいかなというような発想もあってこれを入れたのですが、貴重なご意見いただいたように、色々なデメリットとか心配な点もあると思うので、よくよくちょっと考えさせ

ていただきたいと思います。

(柏女会長)

はい。それでは、この部分については特に 15 ページの (3) 虐待等の受け付け体制の所になるかと思えますけれども、これ今出たご意見踏まえていただいて、次回に方向性をまた提示していただきたいと思いますというように思います。

はい、ありがとうございます。(4) 以降ではいかがでしょうか。

一番大きかったのはこの部分だろうというように思いますので、(4) 市児童相談所と一時保護所の一体的な運営等々について、それ以下の所でご意見ございますでしょうか。

一時保護所の定員、これについてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。

(川崎副会長)

ちょっとした質問ですけれども、今ここに書いてある余裕をもって定員を設計するという点について、何か具体的な案というようなものあるのでしょうか。

(度会課長)

はい、事務局です。一番の基本的に考えてやはり今の市川児童相談所の船橋市分がどのくらいいるのかというのが一番一つ目安になると思うのですが、かなり年度ですごく動いていって、去年、昨年その前辺りからどンドンどンドン増えているので、どこで考えていけばいいのかが難しいのですが、一番基準は市川児相の実際の船橋市の保護人数と、将来の児童数の推計とかそこをちょっと読んで、余裕を持った設定をしたいとは思っております。

(柏女会長)

よろしいですか。はい。

一時保護関係、16 ページ 6 番 7 番 8 番辺りでありますけれども、それらについてご意見いかがでしょうか。

はい。内田委員お願いします。

(内田委員)

全体的な項目です。その定員の後の部分ですけれども、学習環境の整備が先に来て、それから子どもの権利保障があり、しかもその子どもの権利保障の中身が服やおもちゃの話というような書き方というか、項目立てというかその順番というか、この辺りは少し工夫が必要かなというように思います。

やはりまず、本当に虐待で一時保護せざるを得なかったようなお子さんであれば、そこで安心して生活してもらうことというのが大事で学習環境は二の次だろうと思いますし、その為に何が重要かということ考えた時にももちろん服やおもちゃも安心感の材料ではあるとは思いますが、やはり人との関係とかそういったことを、そういったものをもっときちんとしてあげるといようなことを、何より子ども自身はそこに望んできたわけでは多分ないですけれども、そのことについて子どもに説明ができるというか、そういう体制であることがやはり権利保障の内容だと思うので、そういうことをきちんとして書いていただきたいと思います。

(柏女会長)

はいありがとうございます。

おそらく先程の話もそうだったのですけれども、12 ページ以下の市が設置する児童相談所の基本方針の所ですね。そこが割となんとか組織論的に書かれているので、ここに先程のような子ども目線の話とかですね、今の子ども達の権利を守ることの大事さとか、そういうものをしっかりとまずは12 ページの所で触れて、その上でこちらの具体的な運営方針を、順番がおかしいのはその通りなので、それを本方針に沿った形での順番を構成していくということが、階層的に作っていくことが大事なのかなと思いましたので、報告書そのものだから基本構想そのものだから、それからどっかに書かれていればいいということではなくてですね、やはり理念が最初にきちんとしてあって、そしてその上での(1)から(13)位までが並んでいくかなというように思いますので、それこそ検討していただけた方がいいかなというご意見だというように思います。

はい、ありがとうございます。では本間委員お願いします。

(本間委員)

学習環境等に関してなんですけども、一時保護所で結構長いこと1年ぐらい、それから短い子もいますけれども、やはり子どもの権利と言えば教育を受ける権利があると思います。

大体措置されて入所してくる子どもには本当に学習の時間を設けてもらってなかったもので、入所してきてから学校に行くことができないと、算数できない何できないと、全然できてなくて本当に自尊心を傷つけて、それでできないような感じで来ているので。

やはり一時保護所にいる時にも教育を受ける権利があると思っていて、子どもの基礎能力・学力をつけられるぐらいにしていきたいと思いますが、職員は本当に大変な仕事をしていると思うので、そういう時には大学生で教育

学を受けたい、教員になりたいという人達がボランティア的にやってもらったり、或いは企業でもやっているところがあって、おんちょう園の方でも時々こういうものはどうですかと来るのですが、今子ども達には学習の権利として塾にも行けるようになっているので、そこはお願いしていませんけども、やはり一時保護所に入っている間はそういう所をやって欲しいという気持ちがありまして、私は民間企業とか、あとは学生ボランティアみたいな人を利用していただきたいということです。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

貴重なご意見を頂戴しました。どなたかのご意見で、学校に行っている一時保護所の取り組みもあるという話も出ていましたけれども、その辺はどうか、ご存知の方いらっしゃいましたら、どうぞ川崎委員。

(川崎副会長)

学校のことについては、所属校への通学が困難であるということは事実ですね。

県の見相の保護所となると、来ている子ども達も非常に遠いので、現実的に通学するというのは実際もう不可能という事例がやはりあります。

でも、一時保護のガイドラインなどが出されてくる中で、通学を保障すべきではないかというような意見もかなり色濃く議論があった訳です。

中核市が見相を設置するという事は、一つの市の中で見相が一つということなので、県の一時保護所に比べるとその困難さは少し低いと思います。

明石市は多分人口も 30 万人ぐらいですが、色々明石市の話聞いてみると、学校に通えないことについて、市長が問題意識をずっと持っていたという話を聞いたのですけれども、見相を作る時には一時保護所から通学できるようにしたいというのはかなりそういう思いもあって、ただ全員かというとなかなか難しいですよ。

色々な意味で条件のある人については学校の協力を得ながら通学に取り組んでいるというお話は聞いています。

ですから、実際に皆さんが全部いけるとは限らないと思うけれども、困難であるということで駄目だと決めつける形ではなく、条件が揃えば通学も検討するというような姿勢は、やはり基本方針なので、現実的な問題は別として書き振りを考えていただきたいと思います。

一方では、ここに学習室を整備してということですがけれども、実際に通えない子ども達に対する教育保障というのはかなり重要なこととして位置付けていた

できればというように思います。

(柏女会長)

はい。民間事業者との連携も、本間委員が仰ってましたけども、大事なこともしれませんね。はい。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。はい、お願いします

(村社委員)

学習も含めて、この子どもの権利保障、すごく大事なテーマだと思うのです。

先程記載する順番の話もございましたが、多分、学習環境の整備も権利保障の中にあって、そうすると、この基本構想の中では、子どもの権利は持ち物と学習しかないのかということになります。

とても大事なことなので、ここで書き示すものなのか私にはわからないのですが、子どもの権利保障のために、権利保障とは何か、何が含まれるのかということをもっとちゃんと別枠で話し合うことがいつか必要ではないかと思います。

(柏女会長)

はい。とても大切なご意見だろうと思います。

子ども達が一時保護所で安心安全で暮らしていくために、一つは着替えの問題一つとっても、どのようにするのかという議論が当然あるわけですし、それから内部のケアについて色々な疑問が子どもにあった場合に、子どもがそれを誰に話をしているのか、そのようなこととか、とても大事な視点がもっと沢山、持物はもちろん大事ですけれども、個別化は大事ですけれども、それ以外にも沢山あるなという感じはしますので、この子どもの権利保障のところを少し膨らませていくことが大事かなというようには思いました。

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。どうでしょうか。

はい、お願いいたします、本間委員。

(本間委員)

子どもの権利保障の所の下の方ですけど、一時保護所における生活の中で子どもが自分の意思で相談できるような仕組みの構築と書いてありますけれども、これは第三者苦情処理何とかというものの関係もあったのでしょうか。

(柏女会長)

そうだと思いますけれども、事務局の方でこれについては何か考えていることはありますか。

(度会課長)

はい。事務局です。この16ページの(7)は確かにその他2行だけですが、ここは確かに微妙かと思えますね。

これはちょっと膨らましていきますけども、子どもの権利保障、この間の改正児童福祉法の附則の方でも謳われていて、この児童の意思表明権を保障する仕組み、これを今後、必要な措置を講ずるものとするというように国の方でも法律でありまして、これの動向を見ながら、我々もやりたいと思っています。

国で一応ガイドラインが出ていて、ここを膨らます、説明加える点としては、児童相談所の措置等に関する子どもの不安であるとか、施設入所中とか里親委託中の子どもの生活の不安とか、そのようなこととか、色々な様々な子どもの権利について仕組みを考えていくってことは大変大事だと思っているので、その点をもっと変えていきたいというようには思っております。以上です。

(柏女会長)

その時に、今、本間委員が仰ったのは、全体の措置の流れとか、行政処分の流れに伴走していく、意見を吸い取っていくオンブズマン的な制度とは別に、一時保護所の生活の中では苦情解決の仕組みが作らなきゃいけないという話になっている訳で、重要説明が必ずある訳ですけど、それとどうやってその今のオンブズマン的な機能と苦情解決の仕組みと、どうやってそこを整合化させていくのか、両立させていくのか、その議論はどのように考えていけばいいでしょうか。

苦情解決の仕組みは上がってないので、それで本間委員は出されたと思えますけど。

(度会課長)

事務局です。そういった子どもの意見というのも、第三者のそういう県の審議会であるとか、そこに行くような仕組みを作っていくのかと思っています。

自分達だけで治めるのではなく、県の第三者の審議会の所で上げるようなイメージは持っていますけども。

まだ考えの方もしっかり議論したいので、ちょっと整理させてください。

(柏女会長)

そうですね。権利保障は既に児童養護は児童養護とか、それから一時保護所とか、それぞれの所で苦情解決の仕組みを、第三者委員を置いたりしていく仕組みがある訳なので、それとその今国がモデル事業としてやっているものとは少し違うものでもありますので、そこはちゃんと整理をしておかないと、屋上屋を重ねてしまったり、混乱をもたらしてしまうようなことになりかねないと思いま

すので、ここは精査していただくことが必要かなと思います。

はい。ありがとうございました。大事なご指摘だと思います。

他、一時保護委託・一時保護後の地域支援体制の所はいかがでしょうか。(8)ですね。

私、今、話題というか、親がコロナ感染をした場合の子どもが陰性である場合、その子どもをどこで保護していくのかということについては、やはり考えておかなきゃいけないのかなと思っていて、なかなか児童相談所では難しいという意見もあってですね、私に関わりを持っている浦安市では病院にお願いすると、できればその親が入院している病院で保護すると、委託一時保護ですよ。

そういう方法で契約を結んだのですが、そういうことをやはり考えておかないとならないのかなとはちょっと思いました。委託一時保護の関係だと思いますけど。はい。村社委員。

(村社委員)

ちょうど今日私医療センターでの外来をして参りました。今、医療センターでまさにその問題が起きていて、病院の先生方も委託一時保護の扱いにさせていただいた方が、入院させる方向で動いてもらった方が、病院としても経営面も含めてよろしいのではないかというご意見でしたので、参考までにお伝えします。

(柏女会長)

なるほど。はい、わかりました、ありがとうございます。

現場の貴重なご意見をいただいて助かりました、ありがとうございます。

その他どうでしょうか。はい、川崎委員お願いします。

(川崎副会長)

16 ページの (8) は、「一時保護委託と一時保護後の地域支援体制」と書いていますが、これは分けた方がいいかと思います。

一時保護委託のことは先ほど質問しましたが、一時保護委託を例えば里親さんとか児童養護施設等にお願いする、どのようにそれを位置付けるのかというようなこととも絡んできますね。

定員問題も多少影響してくるかと思います。積極的に里親さんに一時保護委託をしようというような方針を出して、一時保護の数は抑えるという考え方をしている児相も中にはありますよね。

けれども、千葉県の場合は本当に、多分野田市の事件もあつたからかもしれませんが、保護所に定員の倍以上も入っているような状況があつたと聞いています。一時保護が増えているということもあって、定員設定のことも含めて一

時保護委託をどう位置付けるかということも絡んでくると思います。

一方、一時保護解除後の支援というのは、一時保護委託とは切り離して書いた方がいいのではないかなと思います。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

私も同意見で、そこはやはりちゃんと分けて、特にその一時保護を解除した後の地域支援体制でやると地域のシステムをどう作っていくか、或いは要対協でどう議論するかというような話に関わっていきますので、ちょっと委託一時保護の話とは別の観点になると思うので、これは書き分けて行った方がいいかなというように思います。

里親委託などにするときにも、千葉県がよくやっている里親応援ミーティングなどもですね、しっかりとやっていった方がいいのではないかなと思います。

ちょっと分けるのを検討してみたらいかがでしょうか。

はい。その他、次のページ行きましょうか、17ページ。

療育手帳の交付事務ですが、これも竹下委員も含めていくつかご意見が出ているようですけれども、市の方針としては市の児童相談所が判定を行っていくという方向性、いかがでしょうか。はい、大塚委員お願いします。

(大塚委員)

私、都の愛の手帳、療育手帳の判定をやっていたことがありますけど、横浜などは最終的に医師が診なくても良いですけど、都はすごく最終判断を医師がするというところに拘って行って、ただすごく、やる人がいなくて困っていたのですが、千葉の方は一応足りているのでしょうか。

(度会課長)

事務局です。私知る限りで、新規の手帳交付判定の時は医師が判定にも関わっているんですけども、継続の時というのは、児相の職員で更新の判定をやっているというのは聞いたことがございます。

(大塚委員)

特に足りないということはなかったと、その時にすごく苦勞して、私はちょっとその仕事を早く止めたかったのですが、なかなか引き継いでくれる人もいなかったのです。

非常に精神的には、例えばただの知的障害のお子さんと、発達が被っているお子さんなんかは結構凄く勉強になったりしました。

せつかく国府台病院とかあるので、研修の一環としてもし医師が足りなくて困っていらっしゃるということでしたら、順番に来ていただくとか、来てもらうと何か点数になるとか、何かそういうような仕組みとか作ったらいいかなと思ったのですが、足りていらっしゃるのでしたらいいのですが、何かその参考までにと思いました。

(度会課長)

はい、もう一度事務局です。

足りているか足りていないか、そのことを兎相にストレートに聞いたことは無いのですが、新規の判定であってもお医者さんの日を取るのがやはり相当困難だということ、その分少し日数がかかる点もあるかということも聞いていますので、必ずしもすごくスムーズに足りているかというところではないのかなという感じを受けております。以上です。

(柏女会長)

今日お休みの宇佐美委員からも、特別児童扶養手当の診断書の作成はどのように対応するのか、というような意見も出ていますので、併せて考えていただくといいかなというように思いました。

それから児童相談所で手帳をやるということになると、おそらくその前に、船橋のこども発達センターがありますよね、そこに行ってらっしゃる方が恐らく殆どだろうと、事前にですね。

そこで通所されたり或いはそこでアセスメントをされて、障害関係のサービスを利用していらっしゃる方が殆どで、その方が手帳を申請するとなると児童相談所に行かなきゃいけないというようになった時に、児童相談所はやはりこども発達センターからこれまでの様子とか或いはその心理検査の結果とか、そういうものをしっかり引き継いでやるようにしていかないと、またゼロから始めるという形になると、親にとってはただでさえご苦労されて子育てしてらっしゃる訳で二度手間になってしまいますので、そこは連携をかなり強く持たないとならないかなというようには思います。

さてそれではマンパワーの関係です。(10)(11)(12)辺り。

内田委員に少し伺いたいのですが、17 ページの下から二つ目の丸の弁護士一名以上配置するって、これはどのような感じでやれば良いと内田委員はお考えでしょうか。

(内田委員)

はい。どんな弁護士でも弁護士ならいいという発想ならば、今時公募すれば、

ある程度の応募はあるだろうとは思いますが。

弁護士もかなり人数が増えて就職難だと言われている面もありますので、船橋は首都圏で若い人もここだったらと思う要素はあると思うので、そういう意味ではまだ応募し易いとは思いますが。

ただ、一般の普通の事件もやったことがあまりない、といった人が来てしまっ
ては、何の為の弁護士なのかというようになってしまうので、そこら辺はやはり
それなりに知識と経験とそれから何よりもその熱意を持った人に来てもらう為
には、かなり色々な所と調整してやっていく必要があるだろうと思えます。

今、現に県の児童相談所に弁護士を配置するというように県から言われてい
るのですが、千葉県弁護士会では、県が要望するほど実は人数が出せないとい
う状態にあります。

やはりそれは限りがあるので人材に、どのような形で勤務するのが、児相
にとっても弁護士にとってもやり易いのかということ、やはりきちっと協議
していただく必要があるかなと思えます。

(柏女会長)

はい、わかりました、ありがとうございます。

東京都は常勤弁護士を雇うというやり方はとらないと、そうではなくて色々
な方面で活躍している弁護士さんに協力弁護士でやっていくというようなこと
を考えておりますけれども、そのシステムをとっていますけれども、この所は
今仰ったように、難しい状況にあるのかもしれないね。

本当に優れた方においでいただけるのであればそれはそれでありかもしれま
せんけれども、なかなかずっと一生そこで身を捧げようという方がそんなに多
くないかもしれませんから、難しい所はあるかなというように思いました。

他、どうぞ、本間委員から。

(本間委員)

この中で医師とか色々入っていますが、警察 OB が県に一回職員入って今二
人入っていますけど、やはり児相にも OB でもいいですけども、いると良いと
思います。

実は入所している子どもの親が面会に来た時に、児相の方でちょっと親と児
相がトラブルを起こした時、そばにあった物を投げたという事件があったので、
うちの方に今度は子どもと面会に来るときに警察の方も一緒に来ていただいて、
万が一があるから机の上には何も乗せないでくれ、お茶も出すなど言われまし
て、そういうような現状でやっていたことがあるので、いるといいのかなという
感じはあると思えます。OB でも良いかと思えますけど。

一応一人でもいると少しは、親が一時保護した時にガーッと怒鳴り込んで来て、何かやった場合の措置をするときには、警察官の方が入るといいのかなって
いう感じはします。

なるべくは入れたくないですが、どういう状況が出るかというのはすごく
色々な親がいらっしゃるので、いるのが良いのかなと感じております。

(柏女会長)

わかりました。ありがとうございます。こういう件があったということ踏ま
えて、またご検討ください。ありがとうございます。

その他、13番、運営に対する評価まで行きましょう。

これは定期的な評価を行うという形で考えてらっしゃるから大体大丈夫です
ね。

それでは施設整備の方までいって、最後までのでご意見ございますでしょ
うか。はい、川崎委員。

(川崎副会長)

(12) 職員の採用について、よく最近職員を募集しても、なかなか人が集まら
ないというか、東京 23 区も児相を設置するということがあって、取り合いみた
いなところもあるということで、なかなかうまく採用できないと聞きます。

船橋市はすぐ来年開設と言うことではないですけれども、実際に計画を立て
ている間に、職員の採用も開設に合わせてというよりも、しっかり準備しないと、
建物はできた開設だけでもスタッフが十分揃わないということが心配です。

どうやって確保するのが課題であるとは書いてありますが、どのようにす
るかというのはよくよく考えていただきたいなと思います。考えないと本当に
集まらない可能性もあるということが心配です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

施設を建てることと、それから人員の採用・研修計画も同時並行で進めていか
ななきゃいけないということなのかなと思います。

はい。内田委員。

(内田委員)

私もやはり、人が集まるかということはとても心配だと思っています。

それと、やはり働き始めてから後、大変な仕事ではあるので、職員の心身に影
響が出るってということもあると思いますから、それをちゃんとサポートできる

ような体制が必要かというふうに思います。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。その他ご意見ございますでしょうか。

はい、大塚委員。

(大塚委員)

質問ですけど、敷地は先程余裕のある、なるべくこう余裕を持って作ると、敷地の何か面積とかというのは、これから決めるのですか。それともある程度決まっているのですか。

(柏女会長)

19 ページの所を見ると決まってそうですね。

(度会課長)

はい。事務局です。

19 ページのですね、児童相談所設置候補地ということで斜線を引いてありますけども、ここ南船橋駅の南口の市有地ということで、これ一体の土地なのですが、この部分が福祉ゾーンということで市の施設が入るとなっていて、この児童相談所で全部ではなくて、この中の一部ということで今検討協議しているのですが、ですので何㎡とか敷地の内のどこが児相なのかというのはもう少し詰めてから正式決定という、はい。

(柏女会長)

なるほど。

(度会課長)

はい。やはり狭い施設を作ってしまった後でまた広げたいと言っても困りますので、そこを十分に考えてやりたいと思います。

(大塚委員)

ありがとうございます。前のアドバイザーの時に中庭とか体育館とかという、結構頑張って広い敷地をとっていただいたら良いのかなと思いました。

(柏女会長)

激励の言葉ですので、頑張ってください。他には如何でしょう。はい。

(本間委員)

20 ページまで進んでしまうのですが、私的にはやはり明るく誰でも子どもが明るような建物で入っていただきたいのですけれども、実は、学齢児以上は個室を希望させていただきたいです。

実は性的事故が結構、入所にきてもそういうのが結構あるので、とりあえず個室という形にさせていただきたいということでお願いしたいです。

やはり予防が大事なものですから、検討していただきたい点はそこぐらいと、あとはやはり体育室とか、市川児相も体育室みたいなのがありますけど、あれぐらいの広さでちょっと体を動かせるような雰囲気のある建物があるといいのかなというのと、一応そういう感じで個室を私は希望していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは先程、この文書に感染時のどうかと書いてありましたけど、そこも考えていただきたいです。

あと駐車スペースが欲しいです、今の市川児相はちょっと狭いものですから、なかなか駐車場を探すのに苦労してやっと何とか入れるという現状があるので、駐車場も余裕を持って作ってほしいということをお願いしたいです。以上です。

(柏女会長)

はい。ありがとうございます。川崎委員、お願いします。

(川崎副会長)

最後のページに一時保護所ゾーンと来所者ゾーンとこう分けるという図があり、これでわかりました。一方、家庭児童相談室と児相という二つの機能を入れる訳ですよ。

その時に相談スペースとかケースカンファレンスの部屋をどうするのかとかですね、恐らく最初の基本理念とも絡んでくると思いますけど、どのようにカンファをして、建物の中でどのように位置付けるのかというようなことです。

一体となっていますけど、あらゆる人が来る中で本当に入り口が一つで良いのか、違うようにした方が良いのか、そういうことも含めて、基本理念というか最初の時点でしっかりした上で、建物にもそれが反映するようなことが必要かと思いました。

これだと児童相談所のゾーンに見えますけど、家児室との関係はどうなのか、その辺も考えていただいた方がいいかと思いました。

(柏女会長)

いわば一番最初に戻ることになりますけれども、それと建物構造をどうする

かということもあるでしょうし、全体にはねてくる話ですよ。

児童相談所は行政処分で行ったりしますけれども、行政処分だけ行政不服申し立てをしなければならぬことを親に教示しなければならない訳で、それが家庭児童相談室の行政サービスだとそれは必要ないとかいうようなことも、書類の作り方一つも違って来る形になりますので。その整理はちゃんとしておく必要があるだろうと思いました。

そこが後ろの建物構造の所で関係してくるといふご意見なのだろうと思います。大事な御指摘だと思います。

時間も大分押してきましたけれども、全体を通して何か、今、一つ全体を通しての意見にもなりましたけれども、ありますでしょうか。

はい、大塚委員お願いします。

(大塚委員)

先程の建物とかですけれども、おそらく行ってらっしゃると思いますけど、色々視察に行っていて、こういう所があったということも私も教えていただきたいなど、しっかり出張費を出していただいて、沢山視察に行っていたらと思います。

やはり現場でやっている所で行って見たけど、こういう所が問題だったというのが、明石市とかもそうですけど、視察に行ってください。お話を教えてください。

(柏女会長)

はい。これも激励ですね、色々な所を見られるように予算を付けてくださいねという激励だと思います。はい。その通りだと思います。

他よろしいでしょうか。

よろしければこれまで出た意見を元に、次回までに事務局の方で取りまとめてもらえればと思います。

第三回目がいわば実質的な最後という形になりますので、今日や今日踏まえたご意見を元に、基本構想案を改定していただいて、それをまたひとあたり見ていくという形にさせていただきたいと思います。

[6] その他

それでは議題の5は終了とさせていただいて、6. その他でありますけれども、委員の皆様方から全体を通してのご質問ご意見或いは直接この構想には関わらないことでも結構です。何かございましたら、

お願いしたいと思います。よろしいですか。

はい、村社委員お願いします。

(村社委員)

先ほど紹介していただいた時にも触れていただきましたけれども、今年の6月から医師会の理事になりました。

船橋市医師会も、今までは高齢者ですとか、障害のある成人の在宅ですとか、そういったネットワーク作りに注力していましたが、それがある程度少し形になってきました。今度は子どもということで、私が理事になって新しく児童相談所担当理事、そういう立場にさせていただきまして、子どものことに積極的に関わるといふ姿勢を持って、全面的に市と協力してやっていきたいと考えています。

(柏女会長)

ありがとうございます。心強いお言葉を頂戴しました。ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。他よろしいでしょうか。

それでは8時になりますので、会議の方としてはこれで終わらせていただいて、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。事務局から何かございますか。はい、お願いいたします。

(藤沢課長補佐)

はい、事務局の方からご連絡させていただきたいと思います。

本日は長時間に渡りご意見を頂戴しましてありがとうございます。

本日の議事録についてでございますが、事務局で作成した後、委員の皆様にご確認をしていただき、その後公開という形にさせていただきたいと思っております。

お忙しい中とは思いますが、ご協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

また、次回の会議につきましては冒頭でお話したとおり、10月を予定しております。日程が確定しましたら開催通知や市ホームページ等でお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。事務局の説明についてご質問等ございますでしょうか。

私から一つお願いですけれども、今日休みになられた宇佐美委員とそれから竹下委員の第2回会議分のは精査を急遽していただいた上で出していた

いておりますけれども、ここの6人も意見を出しておりますので、それらの意見も踏まえてぜひ、ここで全部発表できた訳ではないので、その辺、書面で出した意見も踏まえてぜひ検討を進めてほしいと思います。よろしいでしょうか。

はい。それではちょうど8時になりましたので今日はこれで閉会をさせていただきます。遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございました。

今後ともよろしく願いたします

以上